

就学援助制度のお知らせ

厚木市教育委員会



厚木市では、お子さんが小・中学校で等しく勉学に励むことができるように、次の世帯に学用品費や学校給食費などの一部を援助しています。

あゆみ回廊

1 援助を受けられる世帯

厚木市立の小・中学校又は国立、県立中等教育学校（前期課程）に在籍するお子さんをお持ちで、前年の世帯の総収入額と生活保護法による保護の基準に基づき算定した最低生活費との比率が1.5倍以内である世帯。その他、保護者または、主たる生計維持者が失業、休業、死亡、長期療養、災害等により、収入額が著しく減少した場合で、本年の収入が生活保護法による保護の基準に基づき算定した最低生活費との比率の1.5倍以内になると認められる世帯。

※目安となる年間総収入額（生活保護法による保護の基準とは、平成25年8月1日改定前となります。）

世帯人数	世帯構成	目安となる年間総収入額
2人	父または母28歳、子7歳	3,090,000円
3人	父または母39歳、子14歳、子10歳	4,100,000円
3人	父34歳、母32歳、子9歳	父母で一方の収入 3,480,000円 父母で両方の収入 3,810,000円
4人	父または母36歳、子14歳、子12歳、子8歳	4,870,000円
4人	父37歳、母37歳、子13歳、子10歳	父母で一方の収入 4,270,000円 父母で両方の収入 4,600,000円
5人	父40歳、母38歳、子13歳、子11歳、子7歳	父母で一方の収入 4,790,000円 父母で両方の収入 5,130,000円

※年間総収入額は、所得の種類（給与収入・事業所得等）や世帯構成・家賃の有無などにより異なりますので、あくまでも目安としてください。

年間総収入額により審査しますが、年間総収入額は、お子さんと同居している（生計を共にする）

2 申請方法

この申請は、平成30年度分（平成30年4月1日～平成31年3月31日）です。

援助を希望される方は、学校から「就学援助受給申請書」兼「学校給食費減免申請書」を受け取り、必要事項を記入のうえ、学校へ提出してください。申請書には個人情報に記載されているため、提出する際は、紛失等に十分ご注意ください。（国立、県立中等教育学校（前期課程）に在籍している場合は、教育委員会学務課での受付となります。）

※毎年申請が必要のため、昨年度「認定」の方も新たに申請が必要となります。また、小・中学校で別々に在籍している場合は、各学校へ提出が必要となります。

※前年の世帯の総収入額で審査いたします。前年の収入を申告されていないと受理とみなせず審査ができませんので、税務署または厚木市役所市民税課にて、必ず申告を済ませてから申請書を提出してください。（無収入の方も申告が必要です。申告がされてからの受理となります。）

※平成30年1月1日に、厚木市に住民登録がなかった方は、住民登録があった市区町村の「個人住民税課税証明書（平成29年収入分）」（原本）の提出が必要となります。

※審査結果については、各家庭の状況や収入額などを総合的に検討し、7月中旬までに通知いたします。なお、認定後、収入に大きな変化があった場合や世帯構成が変わった場合は、再度手続きが必要となる場合がありますので学務課まで連絡をお願いします。

3 援助の内容と支給限度額

援助の対象となるものは、次のとおりです。

支給費目	対象者	年間支給限度額（※）		支給時期等
		小学校	中学校	
学用品費	第1学年	11,420円	22,320円	8月、12月、3月の各下旬に3回に分けて支給
学用品費 通学用品費	第2～6学年	13,650円	24,550円	
学校給食費 (注1)	全学年	44,590円	47,850円	支給なし
		学校給食費は減免となります。		
入学準備金	小学校第6学年	47,400円		
新入学 学用品費	第1学年 (入学準備金受給者は対象外)	40,600円	47,400円	4月1日認定者に8月下旬全額支給
★修学旅行費	参加者 (一部自己負担経費あり)	21,490円	57,590円	春実施 8月下旬 秋実施 12月下旬
校外活動費	参加者	1,570円	2,270円	3月下旬
体育実技用具費	該当者(注2)	柔道	7,510円	
		剣道	4,000円	
通学費	該当者(注3)	39,290円	79,410円	8月、12月、3月の各下旬に3回に分けて支給
★医療費	学校の健康診断で学校指定病と診断された児童・生徒	保護者が負担する額		子どもの医療費助成(医療証)等で受診した場合は、対象となりません。
眼鏡作製費	学校の健康診断で検眼が必要とされ、眼科医に眼鏡が必要と認められた児童・生徒	上限額 10,000円(年1回)		別紙「就学援助制度の眼鏡等作製費助成のお知らせ」をご覧ください。
★七沢自然ふれあいセンター活動費	参加者	実際に保護者が負担した額 (食事代・シーツ等洗濯代のみ)		実施後に支給

★印は、生活保護受給者の方も対象となります。

(※) 保護者の負担した額が年間支給限度額に満たない場合は、負担した額となります。

(※) 関係書類の未提出や途中認定の場合には支給されない項目があります。

(※) 生活保護基準額の改定に伴い変更することがあります。

(注1) 認定者は原則、学校給食費は減免となります。ただし、途中申請者(5月8日以降)は、申請日以前の学校給食費は請求対象となります。なお、就学援助申請及び認定結果については、学校給食費減免決定に必要となるため、学校給食課に情報提供させていただきます。

(注2) 体育の授業で使用するために購入する柔道着、剣道の竹刀(ツバ、ツバ止め、竹刀袋を含む。)が対象となります。

(注3) 相談指導教室、適応指導ルームへの通級者で小学校4km以上、中学校6km以上の通学者と特別支援学級在籍者及び通級指導教室等通級者が対象となります。

4 申請期限 平成30年5月7日(月)までに学校へ

※5月7日(月)までに申請された方は、4月1日から援助の対象となります。期限以降の申請は途中認定の対象となります。**申請書に不備があった場合、審査できる状況になるまで、不受理扱いとなり認定日にも影響いたしますので御注意ください。**なお、途中申請は平成31年2月1日(金)が申請期限となります。

不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。